

違反建築 防止週間

10月15日(火)~21日(月)



建築パトロール

兵庫県と特定行政庁により

- ・ 工事完了予定日を経過した建築物で完了検査申請がないものの調査
- ・ 実体規定違反及び工事監理の実施状況等手続き違反についての確認



違反建築を無くして
健全な街にしましょう！